

各発注機関の長 様

土 木 部 長
(公印省略)

県発注工事における社会保険等未加入対策について（通知）

このことについては、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に係る法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、建設業許可申請時の未加入業者への指導及び関係部局への通報、本県の入札参加資格審査における社会保険等未加入建設業者の排除等の取組を進めてきたところです。

一方、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の改正（平成 2 6 年 9 月 3 0 日閣議決定）において、下請業者も含めて社会保険等未加入建設業者の公共工事からの排除を図ることが規定されるなど、各地方公共団体において一層の取組を推進するよう求められています。

これらを踏まえ、本県では熊本県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）を一部改正し、県が発注する全ての建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止する取組を段階的に実施しています。

つきましては、令和 3 年度（2 0 2 1 年度）から実施する取組に係る事務手続きを下記のとおり定めましたので適切に運用されますようお願いいたします。

なお、令和 2 年（2 0 2 0 年）3 月 3 1 日付け監第 9 4 8 号については、令和 3 年（2 0 2 1 年）3 月 3 1 日をもって廃止することとし、本通知については、令和 3 年（2 0 2 1 年）4 月 1 日以降に契約の申込みの誘引を行う建設工事に適用します。

記

1 取組の内容

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未

加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととし、県発注の建設工事における下請業者から社会保険等未加入建設業者を排除する。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業許可を有する者で、次のいずれかの届出の義務を履行していないものをいう。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

工事担当課の監督員は、下請業者について、受注者から提出された施工体制台帳（下請契約報告事務取扱要領に定める別記様式2をいう。以下同じ。）及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が「加入」又は「適用除外」であれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求
 - ① 工事担当課の監督員は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当課に送付する。
 - ② 契約担当課は、受注者に対し、様式1-1により当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（様式2（以下「理由書」という。））を速やか（概ね7日以内）に提出するよう通知する。
 - ③ 受注者から理由書が提出された場合は、契約担当課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない工場の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、当該工事の本庁所管課及び土木部監理課と協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

(2) 受注者に対する通知

① 特別の事情を有すると認められる場合

契約担当課は、受注者に対し、様式3-1により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、併せて一定の指定期間内（概ね30日以内）に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式4（以下「確認書類」という。））を提出するよう求める。

なお、受注者から指定期間内に確認書類が提出されなかった場合は、様式5-1により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

② 特別の事情を有すると認められない場合

契約担当課は、受注者に対し、様式6により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由に併せて、約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式7により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

(1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求

① 工事担当課の監督員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当課に送付する。

② 契約担当課は、受注者に対し、様式1-2により、社会保険等未加入建設業者に社会保険等に参加することを指導するよう通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、確認書類又は理由書を提出することを求める。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨併せて通知する。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を様式3-2により60日（当該下請負人が二次以外の場合は90日）に延長することができる。

- ③ その後、受注者から理由書が提出された場合は、契約担当課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、当該工事の本庁所管課及び土木部監理課と協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

(2) (1)②に定める期間内に確認書類が提出されなかった場合の受注者に対する通知

- ① 理由書から特別の事情を有すると認められる場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 3 - 3 により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう求める。

- ② 理由書から特別の事情を有すると認められない場合

契約担当課は、受注者に対し、様式 5 - 2 により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由に併せて、約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式 5 - 3 により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

6 土木部監理課への通報

契約担当課は、社会保険等未加入建設業者である下請負人に対し、違約罰の請求予告又は約款に違反している旨の通知を行った場合は、様式 8 により当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称等を土木部監理課に通報する。

7 許可権者による指導等

土木部監理課は、6 の通報を受けたとき又は二次以下の下請負人で特別の事情を有すると認められると判断した場合、当該未加入建設業者の許可権者が熊本県知事の場合は、建設業許可時と同様に「熊本県建設業者社会保険未加入対策実施要領」に基づく社会保険等の加入に係る指導等を行う。

なお、当該未加入建設業者の許可権者が国土交通大臣又は他の都道府県知事の場合は、当該許可権者に報告する。

8 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

- (1) 契約担当課は、受注者に対して違約罰として違約金の請求を行ったときは、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第1の4（契約違反等）に該当するとして、同要領第15条第1項により土木部長に報告を行う。
- (2) 土木部長は、(1)の報告受け、同要領に基づき知事が指名停止を行った場合、直ちに関係機関の長に通知する。
- (3) 工事担当課は、(2)の定めによる指名停止の通知があった場合は、工事成績評定の減点に必要な対応を行う。

9 その他

- (1) 最終的に提出された施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し、下請契約書の写し、理由書及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存する。
- (2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、上記4～8の規定に準じて取り扱う。